

○坂城町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

令和4年12月21日告示第51号

坂城町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、町民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、坂城町補助金等交付規則（昭和51年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 町内に生息している所有者がいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。
- (4) 自治区 坂城町行政協力員規則（平成17年規則第2号）別表に掲げる自治区をいう。
- (5) 動物病院 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定める診療施設で動物の診療業務を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自治区及び町内に活動の本拠を有する団体であって、動物病院で飼い主のいない猫に手術を受けさせたものとする。

(団体の登録)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、手術の実施日前に坂城町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付団体登録申請書（様式第1号）を町長に提出し、登録をしなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、手術に要した費用とし、不妊手術にあつては1頭につき10,000円、去勢手術にあつては1頭につき8,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、坂城町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、手術が完了した日の属する年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 手術に係る手術費の領収書の原本
- (2) 手術前及び手術後（耳カット等、手術済みであることが識別できるもの）の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、坂城町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付を請求しようとする者は、坂城町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
- (2) 手術後の飼い主のいない猫を捕獲場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- (3) 手術後の飼い主のいない猫は、当該手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。